

花王人権方針

花王グループ(以下、花王)は、その使命を「心をこめた“よきモノづくり”を行ない、世界の人々の喜びと満足のある豊かな生活文化を実現するとともに、社会のサステナビリティ(持続可能性)に貢献すること」と花王ウェイに定めています。

花王は、企業活動全体において、すべての人が生まれながらにして持つ基本的権利である人権を尊重する責任を果たします。

人権尊重に関連した法令や規範の遵守

花王は、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」、労働における基本的権利(結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除)を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、先住民族の権利に関する「自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意」の原則等の、人権に関する国際規範、各国のビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)を支持、尊重します。また、本方針は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて策定しています。

花王は、企業活動を行なうそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。

国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、花王は、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

本方針は、花王グループ(花王株式会社および子会社、関連会社)のすべての役員と社員に適用します。また、ビジネスパートナー、サプライヤーおよびその他の関係者による人権への負の影響が、花王の事業、製品、サービスと直接つながっている場合、花王は、これらのビジネスパートナー、サプライヤーおよびその他の関係者に対しても、人権を尊重し、侵害しないように求めます。

企業活動全体を通じた人権尊重

花王では、企業活動全体において、人権侵害をゼロにし、凶らずも問題が起きた場合に速やかに問題解決することをめざし、人身売買、強制労働、児童労働、およびあらゆる差別の禁止と、結社の自由および団体交渉権、および同一労働同一賃金の保障を含め、人権を侵害しないことを約束します。人権を侵害しないよう、また、企業活動上の人権に対する負の影響を軽減・防止し、また、花王 ビジネス コンダクト ガイドラインおよび各分野の方針やガイドラインで規定した取り組みを通じて、人権尊重の取り組みを推進します。

社員とともに働く人々を尊重し、自由闊達なコミュニケーションが行なわれる、安全で働きやすい職場環境を提供します。

消費者・顧客を大切に考える考え方に基づいて、安全・安心で、誰もが使いやすい商品、サービスを提供しています。消費者・顧客との対話を通じて理解を深め、商品やサービス、コミュニケーションの改善に反映させます。

地域社会の人々に事業活動が影響を与える可能性を理解し、地域社会との共生を図ります。

■ 人権デュー・ディリジェンス

花王は、人権デュー・ディリジェンスのしくみを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減に取り組みます。

■ 救済

花王が人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

■ 教育

花王は、本方針が企業活動全体に定着するよう、必要な手続きの中に反映するとともに、本方針が理解され効果的に実施されるよう、すべての役員および社員に対して適切な教育と研修を行ないます。

■ 対話・協議

花王は、人権に対する潜在的および実際の影響に関する対応について、関連するステークホルダーと協議を行ないます。

■ 情報開示

花王は、人権尊重の取り組みおよび人権デュー・ディリジェンスの実施状況について報告します。

本方針は、2021年5月20日、取締役会が監督機能を有しているESG委員会において承認されています。

制定日 2015年5月28日

改定日 2021年5月20日

代表取締役社長執行役員

長谷部 佳宏

長谷部 佳宏

ESG担当執行役員

デイブ・マンツ

David J. Muenz

KaO

Copyright © Kao Corporation.